

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成29年11月13日（平成29年（独情）諮問第70号）

答申日：平成30年3月14日（平成29年度（独情）答申第70号）

事件名：特定時期の特定弁護士会法律相談センター運営委員代表者名が記載された精神障害者に対する法律援助に係る協定等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年10月19日付け司支総第124号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求の趣旨

- ① 平成29年10月19日司支総第124号となる法人文書不開示決定通知書による情報開示請求の不開示決定を無効とせよ。
- ② 審査請求人による平成29年9月11日付でセンター法テラス福岡所長宛に提出した法人文書開示請求書の処理をやり直せ。

##### （2）審査請求の理由

###### ア 趣旨①について

審査請求人は、法テラス福岡に存在する（そしておそらく、ここだけに存在する）はずの書類である、平成26年周辺の日本弁護士連合会からの受託事業である法律支援（このうち、特に精神障害者のための法律支援）を受託する福岡県弁護士会の法律相談センター運営委員代表の者が記載された書類について、法テラス福岡所長に開示請求を行ったのである（法テラス福岡は、多くの場合、福岡県弁護士会天神弁護士センター他の福岡県弁護士会が福岡県内に設置した法律相談センターを、自らが電話等で法律相談の求めを受けた際

の紹介先としているのであり、また法律相談センターにいるいわゆる「当番弁護士」的な存在の弁護士は、通常、電話で法律支援の対象となっている法律相談の求めを受けると、法テラス福岡に電話やFAXによる連絡を行う流れになっている。これは通常、事務的な手続きの協定や覚書等があって行われるものであると察されるが、であれば「法テラス福岡の」職員が職務の上でそれを作成又は取得しているはずであり、「法テラス福岡に」法人文書としてその様なものが存在している（もしくはしていた）はずであるから、法テラス福岡に開示請求を行ったのである。）。

それを法テラス福岡は、勝手にセンター本部に回付（又は移送）したのであるが、法テラス福岡で作成又は取得した、法テラス福岡にしか存在しない文書が、本部への開示請求で見つかるはずもないのである。

これは、性質的に、本来であれば、ある地方労働局の配下の公共職業安定所長に対して行った、その公共職業安定所が保有している文書の開示請求が、何故か当該公共職業安定所長から厚生労働省本省に回付されて、そこで「その様な文書は（厚生労働省本省では）作成又は取得していない。」として不開示決定がなされる様なものであるが、故意にその様な事を行い、本来であれば開示の手続きが求められる文書が存在する当該公共職業安定所長又は地方労働局長によってなされなければならないのに小細工を弄して強引にその開示手続きを行うのを回避するのは、不法と言うべきである。

同様に、本件は、そもそもの、処理の回付自体からして不適切である。たとえ処理として違法でない意味であって合法ではあったとしても（国家公務員法96条1項には違反する事になると思われるが）、適法ではなく、意図に反する不適切な処理を行っている点では不法と言うべきである。

審査請求人は、自らが独自の法人文書を保有する事が可能であり、また自らに対しての法人文書開示請求を受ける事が可能であり、またその開示又は不開示の決定も自らが行う事が可能な、法テラス福岡（センター福岡地方事務所）の長に、法人文書開示請求を行ったのである。本部への回付（又は移送）と、本部での開示手続きは不適切であり、そこで出た「文書不存在のため」という理由での不開示決定も不適切である（不開示決定通知書には他にも記述があるが、審査請求人が求めているのは、「センター法テラス福岡」における、法テラス福岡が具体的な事務を取り扱うものである法律支援事業を扱う福岡県弁護士会の法律相談センター運営委員代表の者が記された書類である（処理は当然法テラス福岡においてなされるべきであ

る。)。結局、司支総第124号は、本来の審査請求人の請求内容が処理されて出された決定通知ではないのである。)

当然、この問題は是正されるべきであるので、審査請求人による平成29年9月11日付でセンター法テラス福岡所長宛に提出した法人文書開示請求書への、平成29年10月19日司支総第124号となる法人文書不開示決定通知書による情報開示請求の不開示決定は、無効とされたい。

#### イ 趣旨②について

理由は同上であるが、審査請求人による平成29年9月11日付でセンター法テラス福岡所長宛に提出した法人文書開示請求書の処理については、法テラス福岡所長(センター福岡地方事務所長)により、やり直されたい。

#### 付属文書

疎甲1 平成29年10月19日司支総第124号となる法人文書不開示決定通知書(写し)

疎甲2 審査請求人が平成29年9月11日付でセンター法テラス福岡所長宛に提出した法人文書開示請求書(控え写し)

(本答申では添付資料は省略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

審査請求人は当センター福岡地方事務所に提出した法人文書開示請求を当センター本部に回付及び不開示決定を行ったことを不服とし、福岡地方事務所での決定のやり直しを請求しているものであるが、法に基づく法人文書の開示請求は独立行政法人等に対しなされ(法3条)、開示請求に対する措置は当該独立行政法人等において行うとなされており(法9条)、当センターは、法に基づき定めた「情報の公開に関する規程」において、「法人文書の開示請求の受付、開示等の事務を行う窓口として、本部総務部総務課に情報公開窓口を設ける」としており(同規程4条)、同規程は一般に公表されているものである。

審査請求人は本件手続の不法性を主張するが、本件原処分は当該規程に基づき情報公開窓口において、福岡地方事務所及び本部受託業務室に対し対象となり得る法人文書の有無を確認した上で、不開示の決定を行ったものであり適法な処分である。

したがって、審査請求人の主張に理由はなく、原処分を維持するのが相当であると考えます。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年11月13日 諮問の受理

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年2月27日 | 審議            |
| ④ 同年3月12日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

#### ア 日本弁護士連合会委託業務について

センターは、総合法律支援法30条2項に基づき、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）から委託を受けて、同法30条1項が規定するセンターの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等の対象とならない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行っており、これを日弁連委託援助業務という。

日弁連委託援助業務は9つの援助事業からなり、その1つが審査請求人が述べる「精神障害者に対する法律援助」である。同援助においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理、同手続に付随する活動及び以上に関わる法律相談を契約弁護士が担当している。

この日弁連委託援助業務にかかる委託内容は、センター理事長と日弁連会長との「委託基本契約書」において定められている。

#### イ 法律相談センター運営委員について

弁護士会法律相談センターに関しては、センターの「日弁連委託援助業務についての指定相談場所の指定に関する細則」において、日弁連委託援助業務に係る法律相談場所として規定しているが、その設置者は弁護士会であり、センターはその運営については関知しないので、運営委員等の組織構造についてはそもそも承知していない。

また、福岡県弁護士会の法律相談センター運営委員会は、センターの内部組織ではなく、福岡県弁護士会のウェブサイトによると同会の委員会の一つであって、センターは関与していない。

#### ウ 日弁連委託援助業務に関する締結部署及び締結文書について

センターにおいて、日弁連委託援助業務に係る契約等の締結を担当する部署は、センター本部第二事業部受託業務室である。

締結文書の種類であるが、前記「委託基本契約書」のほか契約等の関係書類が考えられるところ、審査請求人の主張から、請求対象文書は、「センターの保有する平成24年度以降の文書のうち、日本弁護士連合会委託援助業務の精神障害者に対する法律援助に関して、平成26年8月時の福岡県弁護士会の法律相談センター運営委員代表者名の記載又は署名がなされている協定等の文書及び法律相談センター運営委員代表が変更となった際の通知の文書等」と特定し、センター本部受託業務室及び福岡地方事務所において調査を行った。

#### エ 調査結果について

上記イに記載のとおり、法律相談センターは、日弁連委託援助業務においては法律相談援助の実施場所として指定されているにとどまる。指定の効果は、契約弁護士が日弁連委託援助により法律相談を実施できる場所として認めているにすぎないことから、センターと法律相談センターを運営する各弁護士会との間で契約書や協定書等の取り交わしをしておらず（その必要もない。）、同文書は存在しなかった。

なお、委託援助契約は総合法律支援法30条2項に基づき法人として本部が契約する必要があるため、地方事務所は契約の主体となり得ないが、念のため福岡地方事務所が保管する法人文書についても、対象期間である平成24年度～平成26年度分について該当文書の有無を調査したが、開示対象となる文書は存在しなかった。

#### オ 原処分の妥当性

審査請求人は原処分の不法性を主張しているが、地方事務所を含めて対象となる法人文書の有無を調査した上で、開示対象となる文書が存在しなかったことから、文書不存在による不開示の決定をおこなったもので、原処分は適法な処分であり、原処分を維持するのが妥当である。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、センターにおいて本件対象文書を保有しているとは認められない。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、センターにおいて本件対象文書を保有してい

るとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

## 別紙

日本弁護士連合会委託援助業務のうち、精神障害者に対する法律援助（これを含む包括的な援助業務の協定しか無い場合はその包括的な援助業務）に関して、福岡県弁護士会における当該業務の受託の際の事務の代表者となる法律相談センター運営委員代表（委員長）の氏名の記名（又は署名）が行われている協定等に関する書類、および法律相談センター運営委員代表が変更となった際の通知の書類等。

（※当方は、福岡県弁護士会の法律相談センター運営委員代表の氏名を求めております。同弁護士会は奇妙な事に当方によるこの開示請求を拒絶してきましたが、県弁護士会の事務代表であり、また法令により公務員扱いとなるものであるかかもしれないと思いましたので、当方はこの開示請求を法テラスに対し行います。当方は特に平成26年8月時の当該の者の氏名を求めておりますが、その記載のある書類の開示をお願いいたします。）